

保育の必要性がある場合

現在、通っている施設や利用している事業は？

保育所、認定こども園（2・3号認定子ども）、
地域型保育事業所



【0～2歳児】住民税非課税世帯のみ保育料が無償（手続不要）
【3～5歳児】保育料が無償（手続不要）

認可外保育施設、一時預かり事業、
ファミリー・サポート・センター事業、
病児保育事業



【0～2歳児】住民税非課税世帯のみ保育料が月額42,000円まで無償
【3～5歳児】保育料が月額37,000円まで無償

認定こども園（1号認定子ども）、公立・私立
幼稚園（新制度移行済）



【満3歳（3歳になった日）～5歳児】
保育料が無償（手続不要）



さらに預かり保育を
利用した場合

私立幼稚園（新制度未移行）



【満3歳（3歳になった日）～5歳児】
保育料が月額27,500円まで無償



【満3歳（3歳になった日から当該年度の3月31日まで）】住民税非課税世帯のみ預かり保育料が月額16,300円まで無償
【3～5歳児】預かり保育料が月額11,300円まで無償

保育の必要性がない場合

現在、通っている施設は？

認定こども園（1号認定子ども）、公立・私立
幼稚園（新制度移行済）



【満3歳（3歳になった日）～5歳児】保育料が無償（手続不要）

私立幼稚園（新制度未移行）



【満3歳（3歳になった日）～5歳児】保育料が月額27,500円まで無償